

福岡医発第2186号(地)

平成20年3月6日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

標榜診療科名の見直しについて

標記の件につきましては、日医ニュース第1116号(平成20年3月5日)にて説明のとおり、本年4月1日より、標榜診療科名の見直しが行われます。今回の見直しは、一つひとつ診療科名を決めていた従来の考え方を大きく変更し、一定の性質を有する事項を包括的に規定する方式に改めることによって、医療機関が標榜できる診療科名を相当程度拡大するものです。

具体的には、「1. 内科又は外科」、「2. 内科又は外科と、a. 臓器や体の部位 b. 症状、疾患の名称 c. 患者の特性あるいは d. 診療方法の名称との組合せ」、「3. 単独の名称をもって診療科名となるが、『2』のa～dと組合せても良いもの」が、標榜診療科名となります(日医ニュースで掲げた科名は、政省令によって認められる科名の範囲の中から、例としてお示ししたものです)。

今般、施行期日を控え、標榜診療科名の見直しに係る医療法施行令及び同施行規則を改正する政省令が公布されました。

つきましては、取り急ぎ、改正政省令を新旧対照表とともに送付いたしますので、貴会におかれましてもご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会ホームページに「診療科名の標榜方法の見直し」が掲載されておりますのでご参照ください。

追って、関係厚生労働省通知が発出された際には、改めてお送りいたしますことを申し添えます。



小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵・永田正和

(地 I 193)

平成 20 年 2 月 29 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫



標榜診療科名の見直しについて

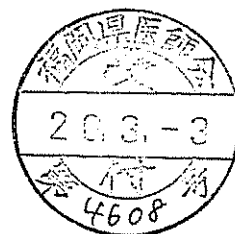
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日医ニュース第 1116 号（平成 20 年 3 月 5 日）にて簡単なお説明をいたしました。本年 4 月 1 日より、標榜診療科名の見直しが行われます。今回の見直しは、一つひとつ診療科名を決めていた従来の考え方を大きく変更し、一定の性質を有する事項を包括的に規定する方式に改めることによって、医療機関が標榜できる診療科名を相当程度拡大するものです。

具体的には、「1. 内科又は外科」、「2. 内科又は外科と、a. 臓器や体の部位 b. 症状、疾患の名称 c. 患者の特性あるいは d. 診療方法の名称との組合せ」、「3. 単独の名称をもって診療科名となるが、『2』の a～d と組合せても良いもの」が、標榜診療科名となります（日医ニュースで掲げた科名は、政省令によって認められる科名の範囲の中から、例としてお示ししたものです）。

今般、施行期日を控え、標榜診療科名の見直しに係る医療法施行令及び同施行規則を改正する政省令が公布されました。

つきましては、取り急ぎ、改正政省令を新旧対照表とともに貴職に送付いたしますので、よろしくお願い申し上げます。また、関係厚生労働省通知が発出された際には、改めてお送りいたしますので、ご了承ください。



〔政 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令(三二)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(三三)
- 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(三四)
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令(三五)
- 医療法施行令の一部を改正する政令(三六)

〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務一五)
- 無線設備規則の一部を改正する省令(同一六)
- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(同一七)
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同一八)

〔告 示〕

- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(外務一)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三)
- 同波数割当計画の一部を変更する件(総務八六)
- 特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件(同八七)
- 登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件(同八八)
- 紛失の届出等により失効した旅券の告示(外務一三八)
- 特別会計の情報開示に関する省令第一条の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準を定める件(財務五九)

〔公 告〕

諸 事 項

- 官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

三

二

〇

二

六

五

三

四

五

三

六

七〇

七二

七三

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令(政令第三二二号)(外務省)

- 1 在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 2 この政令は、平成二〇年三月一日から施行し、改正後の規定は、平成一九年八月一日から適用することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三三三号)(財務省)

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を追加する等の改正を行うこととした。
- 2 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(政令第三四四号)(厚生労働省)

- 1 技能検定を行う職種について、キャリア・コンサルティングを追加し、工業彫刻及びほうろう加工を廃止することとした。
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令(政令第三五五号)(厚生労働省)

- 1 平成二〇年四月一日から平成二五年三月三十一日までの間、麻疹及び風しんの定期の予防接種の対象者に中学一年生相当の者(一三歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者)及び高校三年生相当の者(一八歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者)を追加することとした。
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇医療法施行令の一部を改正する政令(政令第三六号)(厚生労働省)

- 1 医療に関して広告できる診療科名については、次に掲げるとおりとした。(第三条の二第一項第一号関係)

- (一) 内科
- (二) 外科
- (三) 内科又は外科と次に定める事項とを組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。)
- (1) 人体の部位、器官、臓器若しくは組織又は人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の名称
- (2) 患者の性別又は年齢を示す名称
- (3) 医学的処置のうち医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語
- (4) 疾病又は病態に分類される特定の疾病若しくは病態の名称
- (四) その他、次に掲げるもの
- (1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科
- (2) (1)に掲げる診療科名と(三)の(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。)
- (3) 歯科医療に関して広告できる診療科名については、次に掲げるとおりとした。(第三条の二第一項第二号関係)
- (一) 歯科
- (二) 歯科と次に定める事項とを組み合わせた名称(歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。)
- (1) 患者の年齢を示す名称
- (2) 歯科医学的処置のうち歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語

- 3 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十六号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項及び第七十一条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項各号を次のように改める。

一 医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 内科

ロ 外科

ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

(1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの

(2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(3) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透折、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

(4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの

(1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科

(2) (1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 歯科

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

(1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

第三条の二第二項中「前項第一号」を「前項第一号ニ(1)」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に医業又は病院若しくは診療所に關してこの政令による改正前の医療法施行令第三条の二に規定する診療科名の広告をしている者の当該広告に対する医療法第六条の五の規定の適用については、当該診療科名を同法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名とみなす。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

○厚生労働省令第十三号

医療法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三十六号)の施行に伴い、並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十条の二第二項第四号、第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年二月二十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の四号を加える。

(医療に関する診療科の名称に係る組み合わせの方法等)

第一条の九の二 医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)以下「令」という。第三条の二第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせるに当たっては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができ、この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることとはできない。

2 前項の規定は、令第三条の二第二項第一号ニ(2)の規定により同号ニ(1)に掲げる診療科名と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

第一条の九の三 令第三条の二第二項第一号ハ(1)に規定する厚生労働省令で定める人体の部位、器官、臓器若しくは組織又はこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能は、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳又は脂肪代謝と

する。

2 令第三条の二第二項第一号ハ(2)に規定する厚生労働省令で定める患者の性別又は年齢を示す名称は、周産期、新生児、児童、思春期、老年又は高齢者とする。

3 令第三条の二第二項第一号ハ(3)に規定する厚生労働省令で定める医学的処置は、漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア又はペインクリニックとする。

4 令第三条の二第二項第一号ハ(4)に規定する厚生労働省令で定める疾病又は病態は、性感染症又はがんとする。

第一条の九の四 令第三条の二第二項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたとする。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療

2 令第三条の二第二項第一号ニ(2)に規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたとする。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳

泌尿器科

頭部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頸部、頭部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳

産婦人科

男性、小児又は児童

眼科

胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肝臓、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頭部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓

耳鼻いんこう科

胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、肝臓、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓

(歯科医療に関する診療科の名称に係る組み合わせの方法)

第一条の九の五 第一条の九の二第二項の規定は、令第三条の二第二項第一号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

第一条の十四第四項中「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)以下「令」という。」を「令」に改める。

第六条の四「内科」の下に「外科」を加え、「外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科」を削り、「放射線科、歯科及び」を「及び放射線科(令第三条の二第二項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)、同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、歯科(同項第二号ロの規定により歯科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。並びに」に改め、「による診療科名」の下に「(同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。)」を加える。

第二十条第二号中「皮膚泌尿器科」を「皮膚科」に改め、「この門科」を削り、同条第七号中「呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科」及び「皮膚泌尿器科」を削る。

第四十三条の二中「耳鼻いんこう科」の下に「令第三条の二第二項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。」を加える。

附則

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項中「神経科」を「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)第三条の二第二項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改める。

(覚せい剤取締法施行規則の一部改正) 第三条 覚せい剤取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「神経科」を「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)第三条の二第二項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正) 第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「性病科」を「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)第三条の二第二項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改め、「若しくは皮膚泌尿器科」を削る。

医療法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

◎医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（広告することができる診療科名） 第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。 一 医療については、次に掲げるとおりとする。 イ 内科 ロ 外科 ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし合理的な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。） (1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの (2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの	（広告することができる診療科名） 第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。 一 医療については、内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科及び放射線科

(3) 整形、形成、美容、心療、藥物療法、透析、移植、光学医療

、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

(4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

ニ イ からハまでに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの

(1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科

(2) (1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)

二 歯科医療については、次に掲げるとおりとする。

イ 歯科

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)

(1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

二 歯科医療については、歯科、矯正歯科、小児医科及び歯科口腔外科

2 前項第一号二(1)に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。

- 一 産婦人科 産科又は婦人科
- 二 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科

2 前項第一号に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。

- 一 神経科 神経内科
- 二 消化器科 胃腸科
- 三 皮膚泌尿器科 皮膚科又は泌尿器科
- 四 産婦人科 産科又は婦人科

医療法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

◎医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（医療に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法等） 第一条の九の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。）第三条の二第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせるに当たつては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができる。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。 2 前項の規定は、令第三条の二第一項第一号ニ(2)の規定により同号ニ(1)に掲げる診療科名と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせる場合について準用する。 第一条の九の三 令第三条の二第一項第一号ハ(1)に規定する厚生労働省令で定める人体の部位、器官、臓器若しくは組織又はこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能は、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、脾臓、心臓、脳又は脂質代謝とする。 2 令第三条の二第一項第一号ハ(2)に規定する厚生労働省令で定める患者の性別又は年齢を示す名称は、周産期、新生児、児童、思春期、老	

年又は高齢者とする。

3 令第三条の二第一項第一号ハ(3)に規定する厚生労働省令で定める医学的処置は、漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア又はペインクリニックとする。

4 令第三条の二第一項第一号ハ(4)に規定する厚生労働省令で定める疾病又は病態は、性感染症又はがんとする。

第一条の九の四 令第三条の二第一項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたものとする。

診療科名		不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成	
外科	心療	

2 令第三条の二第一項第一号ニ(2)に規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたものとする。

診療科名		不合理な組み合わせとなる事項
アレルギー科	アレルギー疾患	
小児科	小児、老人、老年又は高齢者	
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、脾臓、心臓又は脳	
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、	

	気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、 気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小 腸、大腸、肝臓、胆のう、脾臓、心臓又は脳
産婦人科	男性、小児又は児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道 、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、 気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸 、大腸、肝臓、胆のう、脾臓又は心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、 腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大 腸、肝臓、胆のう、脾臓又は心臓

(歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法)

第一条の九の五 第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項
第二号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合
わせる場合について準用する。

第一条の十四 (略)

2・3 (略)

4 前項の者が、令第四条第一項の規定により都道府県知事に届け出な
ければならない事項は、第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第
十四号及び第十五号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項につい
ては、前項ただし書に規定するときに係るものに限る。)並びに第二
項各号に掲げる事項(病院に係るものに限る。)とする。

5 9 (略)

第一条の十四 (略)

2・3 (略)

4 前項の者が、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以
下「令」という。)第四条第一項の規定により都道府県知事に届け出
なければならずない事項は、第一項第一号、第二号、第四号、第六号、
第十四号及び第十五号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項につ
いては、前項ただし書に規定するときに係るものに限る。)並びに第
二項各号に掲げる事項(病院に係るものに限る。)とする。

5 9 (略)

第六条の四 特定機能病院は、その診療科名中に内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科及び放射線科（令第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）、同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、歯科（同項第二号ロの規定により歯科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）並びに法第六条の六第一項の規定による診療科名（同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。）のうち十以上の診療科名を含むものとする。

第二十条 法第二十一条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

一 (略)

二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有ししなければならない。

三 六 (略)

七 エックス線装置は、内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。

第六条の四 特定機能病院は、その診療科名中に内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科及び法第六条の六第一項の規定による診療科名のうち十以上の診療科名を含むものとする。

第二十条 法第二十一条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

一 (略)

二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。

三 六 (略)

七 エックス線装置は、内科、心療内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。

第四十三条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（令第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「二・一メートル」と、第十九条第一項第一号及び第三号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第四号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

第四十三条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「二・一メートル」と、第十九条第一項第一号及び第三号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第四号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

【附則第二条関係】

◎児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員） 第七十三条 （略） 2 重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、<u>医療法施行令</u>（昭和二十三年政令第三百二十六号）<u>第三条の二第一項第一号ハ及び</u>ニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。	（職員） 第七十三条 （略） 2 重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、<u>神経科</u>、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

【附則第三条関係】

◎覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（覚せい剤施用機関等の指定基準） 第一条 覚せい剤取締法（以下「法」という。）<u>第三条第二項に規定する覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定基準は、左の通りとする。</u> 一 覚せい剤施用機関にあつては、<u>精神科若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ</u> <u>(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚せい剤の施用が特に必要と認められるものであること。</u> 二（略）	（覚せい剤施用機関等の指定基準） 第一条 覚せい剤取締法（以下「法」という。）<u>第三条第二項に規定する覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定基準は、左の通りとする。</u> 一 覚せい剤施用機関にあつては、<u>精神科若しくは神経科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚せい剤の施用が特に必要と認められるものであること。</u> 二（略）

【附則第四条関係】

◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（指定届出機関の指定の基準） 第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。		（指定届出機関の指定の基準） 第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。	
四	一 ～ 三	四	一 ～ 三
性器クラミジア感染症、性器ヘルペス 診療科名中に産婦人科若しくは産科若しくは婦人科、医療法施行令（昭和二十三	（略）	性器クラミジア感染症、性器ヘルペス 診療科名中に産婦人科若しくは産科若しくは婦人科、性病科又は泌尿器科若しく	（略）

2	
(略)	五
	スウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症 年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を含む病院又は診療所
2	
(略)	五
	スウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症 は皮膚科若しくは皮膚泌尿器科を含む病院又は診療所